

## 触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究 (H21-障害-一般-001)

研究代表者：田島 良昭 (社会福祉法人 南高愛隣会 理事長)

研究分担者：藤本哲也 (中央大学法学部 教授)

荒 中 (荒・大橋法律事務所 弁護士)

浜井浩一 (龍谷大学法科大学院 教授)

小林繁市 (社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 参与)

松村真美 (社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事)

### A. 研究目的

被疑者となって公判中であつたり、犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分となった者及び執行猶予付判決を受けた高齢・障害者の再犯予防や地域生活支援のため国内外の実態調査を行い、有効な支援のあり方を探る。また、「地域社会内訓練事業」をモデルとして実施し、活用できるしくみづくりを行う。

「触法・被疑者」となる高齢・障害者については、その特性に応じた再犯に対しての矯正・教育等の予備策が不備な状況にある。

一方で、福祉的な支援が必要な「触法・被疑者」について、法律職と保健・医療職、福祉職等が連携した「良質かつ適切」な弁護活動が不十分であり、対象者について不利益な状況を生んでいるという指摘もある。

司法制度改革に伴い、裁判員制度と被疑者国選制度がスタートし、司法のあり方が大きく変わる中で、「権利擁護」だけでなく、以上のような不十分な側面が大きくクローズアップされる可能性も十分あり、これに対する迅速かつ適切な対応が集眉の急となっている。

精神障害者に対しては医療観察法が制定されており、刑法による保安処分が組上に上がることがあるが、これらの制度との区別を明確にしながら、犯罪不安社会における再犯防止の観点からも、福祉的支援の仕組みが確立することが必要とされている。

また、「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実情や実態が把握できていないため、具体的な施策の確立までに至っていない。わが国においては未だ十分な研究がなされておらず、この実態を明らかにすることが、本研究の特色・独創的な点となる。

研究期間においては、国内外の実態調査を行い有効な支援のあり方を明らかにすると共に、平成 21

年度の研究で前記の課題点への施策として必要性が指摘された、不起訴処分・起訴猶予処分になった対象者への矯正・教育を行う「地域社会内訓練事業」を全国 4 か所でモデル事業を実施する。また対象者を担当する弁護士を支援するための「被疑者国選弁護人へのサポート事業」をモデル事業として実施し、福祉的な支援にむけての仕組みづくりを行う。

そしてこれらの成果を踏まえ分析を行い、司法・警察両分野との連携を踏まえて、福祉サイドにおける支援策の枠組みを明らかにし、高齢・障害者の再犯を防ぐことに寄与するものである。

### B. 研究方法

「触法・被疑者」となった高齢・障害者の更生・社会復帰には、刑事司法制度と社会福祉制度との連携が重要である。微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、触法・被疑者となった高齢・障害者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、社会のセーフティネットをどのように構築するかという課題に対し、研究代表者の元に、以下の 5 人の研究分担者を配置し、各課題に対応して調査分析やモデル事業を実施し、有効な支援のあり方を探る。

3 年間の取り組みを前提とし、学術的には、法学・法律学・社会学・心理学・教育学・社会福祉学等の多岐にわたり、多面的・重層的に行われる。

具体的な内容は以下の通りである。

### 1. 「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」(担当: 藤本哲也研究分担者)

平成 21 年度

- ・刑事裁判における触法被疑者の歴史の変遷
- ・ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル紹介

平成 22 年度

- ・起訴猶予処分になり保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査と分析
- ・アメリカ、イギリスにおける触法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成 23 年度

- ・カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおける「触法・被疑者」となった障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査と現地調査

### 2. 「弁護活動と福祉の連携に関する研究」(担当: 荒中研究分担者)

平成 21 年度

- ・被疑者・公判段階の弁護活動における問題点の洗い出しと分析
- ・裁判員制度・日本司法支援センター(法テラス)の問題点の洗い出しと分析
- ・福祉との連携等による対象者への弁護活動における新しい試みの実態調査

平成 22 年度

- ・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」のモデル的实践
- ・法テラスや後見人制度の活用と生活保護の円滑な活用の検討
- ・弁護士への啓蒙活動

平成 23 年度

- ・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」の継続実施とコーディネーター養成
- ・セーフティーネットの構築に向けた活動
- ・司法関係者への啓蒙活動

### 3. 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」(担当: 浜井浩一研究分担者)

平成 21 年度

- ・法務と福祉の接点である更生保護との連携の検討
- ・イタリアの刑事司法における触法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成 22 年度

- ・知的障害者または高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査(弁護士対象)
- ・触法高齢者・障害者への処遇に関する調査(更生保護施設対象)
- ・ドイツ、ノルウェーの刑事司法における触法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成 23 年度

- ・保護観察付執行猶予者の特徴や現状、更生緊急保護の現状の統計分析
- ・地域生活定着支援センターと更生保護の連携に関する調査(地域生活定着支援センター対象)

### 4. 「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」(担当: 小林繁市研究分担者)

平成 21 年度

- ・触法・被疑者となった障害者の支援と体制整備に関する障害者施設等の実態調査
- ・デンマークにおける触法・被疑者(高齢・障害)への支援の現状

平成 22 年度

- ・知的障害者施設居住支援部門における触法知的障害者とその支援に関する実態調査
- ・制度課題に対する政策提言

平成 23 年度

- ・福祉関係者への研修・啓蒙活動
- ・先進的な支援プログラムと地域連携支援体制についての実態調査および分析
- ・海外の地域団体の触法・被疑者(高齢・障害)への支援の実態

### 5. 「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」(担当: 松村真美研究分担者)

平成 22 年度

- ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」モデル的实践と分析

平成 23 年度

- ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」の継続実施と仕組み作り

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者(以下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記 3 の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピュ

ーターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。

5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

### C. 研究結果

本年の各研究グループの主な研究結果は下記の通りである。

#### 1. 「刑事法学からの触法・被疑者の実態調査と現状分析」(藤本研究分担者)

①裁判前段階(警察・検察・裁判所)における触法障害者の実態調査と、②海外における触法・被疑者となった障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査を実施した。

①については、平成21年12月及び平成22年1月の2か月間に保護観察所に更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者227人についての調査を行った。知的障害ありは1%、疑いありは2%、また65歳以上の高齢者は16%であった。

②については、平成22年度はアメリカとイギリスを対象に実施した。現在のアメリカでは州刑務所に収容された受刑者の56%が何らかの精神衛生上の問題があり、その対策として①「セカンドチャンス法(Second Chance Act)」(2007年)、②「精神障害犯罪者処遇及び犯罪減少法(Mentally Ill Offender Treatment and Crime Reduction Act)」(2004年)、③「メンタルヘルスコート(mental health court)」、④「予防的外来治療法(Preventive Outpatient Treatment)」等の施策がとられている。

イギリスは1959年と1983年の精神保健法にはじまり、精神障害者の解放治療の先駆的国家といわれている。少年や精神障害等が逮捕された場合に福祉的・心理的に援助する「適切な成人(appropriate adult)」の義務化、精神保健及び社会的ケアに関する諸機関と警察との連携にあたる「管区精神保健官(divisional mental health officer)」 「精神保健連絡官(mental health liaison officer : MHLO)」の設置をはじめ、逮捕前・逮捕後の各段階において、警

察・検察・司法監察医の関与により、早期にダイバートする体制が敷かれている。また、経済学上の手法である費用便益分析により、警察の適切な早期介入とダイバージョンは、コスト削減になり国家財政にとってもプラスとなることも明らかになった。

#### 2. 「弁護士活動と福祉との連携に関する研究」(荒研究分担者)

前年度の研究テーマにおいて明らかになった刑事裁判の弁護における福祉的対応の可能性と課題の整理・対応の検討をさらに深化させていくために、平成22年度は①本研究に関する日本弁護士連合会の活動の特徴を既存の統計調査から明らかにし、②日本司法支援センター(法テラス)スタッフ弁護士等から弁護活動の詳細調査、③大阪弁護士会による障害者刑事弁護サポートセンターの支援実態の調査分析を行った。

平成23年2月1日現在日本司法支援センターとの刑事国選に対応する契約弁護士数は18,000人を超え、被疑者国選弁護事件は毎月200件前後を推移している。裁判員制度において責任能力が問題になった案件は平成22年1月以降に判明しているだけでも40件以上となっている。

日本司法支援センタースタッフ弁護士への調査では、障害があることに気付かないまま、判決に至っている事件が相当数存在していることや、障害者刑事弁護サポートセンターへの調査では、要支援者への弁護活動に対する支援が効果的である一方で、相談件数が月2~3回にとどまっていることが明らかになった。

これら調査結果を踏まえ触法障害者に対する、司法関係者への啓蒙を目的として、①シンポジウム「触法障がい者への司法福祉的アプローチ」の企画・開催(平成22年12月)をはじめ、②雑誌「季刊刑事弁護ビギナーズ」「季刊刑事弁護」への「触法障がい者への弁護」についての掲載の働きかけ、③各弁護士に対するチラシ作成・配布を行った。

#### 3. 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」(浜井研究分担者)

平成22年度は、①更生保護年鑑等の統計分析、②更生保護施設・弁護士に対するアンケート調査、③地域生活定着支援センターへのインタビュー調査、④諸外国における刑事司法と福祉の連携の文献調査を実施した。

②については、矯正施設から提供される個人情報の不足や、受け入れ後に生き甲斐を持たせることの困難性が、更生保護施設が対象者の受け入れに積極

的でない要因となっていることが明らかになった。

④については、本年度はノルウェー、イタリア、ドイツ、イギリスを対象とし、ノルウェー及びイタリアは現地調査を実施した。ノルウェーでは、福祉によるセーフティーネットを整えることで、結果として本研究課題のような対象者は存在していない。イタリアでは、憲法において刑罰は更生を目的とすることが明記されており、適切な刑の執行形態（内容）が「矯正処分監督裁判所（Tribunale di Sorveglianza : TDS）」で検討され、障害者や高齢者の場合は代替刑として刑務所ではなく、保護観察や自宅、公的福祉施設で刑が執行されている。

また、ドイツやイギリスでは、取り調べの段階から、福祉的な素養を持つ専門職（イギリスでは「適切な大人:Appropriate Adult」）が寄り添うことで、捜査官や検察官、裁判官に対して配慮を促すことが可能になり、対象者の人権擁護が可能となっている。

#### 4. 「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」 （小林研究分担者）

①知的障害者施設居住支援部門における対象者とその支援に関するアンケート調査、②先進的な支援施設と地域連携支援システムに関する事例の集約と類型化、④地域生活定着支援センターと知的障害者施設の地域連携体制の現状把握、⑤地域生活移行個別支援特別加算に関する実態把握、⑥デンマークにおける触法知的障害者保護観察処分制度に関する研究を実施した。

#### 5. 「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」 （松村研究分担者）

長崎県の「地域社会内訓練事業所」におけるモデル的実践を中心に、同事業の必要性、妥当性や期間の検討を行う「判定委員会」、同事業の効果（有効性）を検証する「検証委員会」、更生プログラム内容を検討する「更生プログラム開発委員会」の、オンブズマン的役割を担う3つの委員会を立ち上げ、「地域社会内訓練事業」の仕組み作りに取り組んだ。

「判定委員会」「検証委員会」は長崎県で、「更生プログラム開発委員会」は、全国4か所（岩手県、栃木県、滋賀県、長崎県）で実施した。

「判定委員会」に係った対象者は4名であり、この内2名に対して「判定委員会」から裁判所に対し「意見書」を提出した。

「検証委員会」については、対象となっている長崎県の地域社会内訓練事業所での訓練対象者は7名であり、まずは更生プログラム開発委員会と合同で、プログラム作成の基礎となるアセスメントの内容や

方法等についての検討を行うと共に、更生プログラム作成プロセスへの参加・協力・助言を行った。

「更生プログラム開発委員会」では、長崎県7名、滋賀県3名、岩手県1名、栃木県2名の計13名を対象として福祉的改善支援（訓練）を目的とする、地域社会内訓練の更生プログラムの開発に取り組んだ。

「判定委員会」で意見書を提出した2名の内、1名は「判定委員会」による「意見書」、地域社会内訓練事業所による「確約書」、地域生活定着支援センターによる「確約書」が初めて公判で採択された。また、1名については、第一審で実刑判決が下っていたが、第一審後から控訴審に至るまで「地域社会内訓練事業所」で更生プログラムを利用し、その更生に向けた取り組みや対象者の障がい特性等が控訴審において認められ、保護観察付執行猶予判決が下った。

#### D. 考察

##### 1. 研究成果の学術的意義について

藤本分担研究者、浜井分担研究者による調査研究によって明らかになった、①アメリカにおける「メンタルヘルスコート」の設置やイギリスにおける「適切な成人」の義務化によって対象者の人権擁護のための体制がとられていること、②刑罰の目的を「更生」とすることで、イタリアの「矯正処分監督裁判所」に代表される刑事司法制度と福祉制度の連携で、対象者を社会へダイバートする様々な道が用意されていること、③刑事司法段階への早期介入は再犯防止の点でも費用便益の点においても効果的であることは、今後の制度設計に向けて参考になる。

##### 2. 研究成果の行政的意義について

本研究では、刑事司法と福祉との連携によって、対象者の人権保障を貫徹する施策を設立することが期待されている。

これまでは「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実態や実情が把握できていなかったが、藤本研究分担者の調査により、「触法・被疑者」の中でも、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者の実態が明らかになった。

松村研究分担者が行った、「触法・被疑者」となる高齢・障害者への矯正・教育等を実施する「地域社会内訓練事業」では、モデル的に実施している「判定委員会」による「意見書」が公判で採択され、控訴審において「地域社会内訓練事業所」での更生プログラムの利用を踏まえた判決が下った。これは将

来の制度化を見据えた上で大きな成果といえる。

また、荒研究分担者が行った裁判員制度と被疑者国選弁護制度における現状分析および日本司法支援センタースタッフ弁護士への調査と、それを踏まえた「触法・被疑者」となる高齢・障害者への司法福祉の支援に関する啓蒙活動をはじめとする具体策の試みは、対象者の「人権擁護」の体制を確立する上でも、有意義であった。

## E. 結論

今年の調査研究及びモデル的实践から、「触法・被疑者」となる高齢・障害者の課題として以下の点が見えてきた。

第一には日本の刑事司法における刑罰の目的の問題である。浜井研究分担者の調査によれば、イタリアにおいては憲法第27条によって、刑罰は更生をめざすものでなければならないことが明記されており、これが「矯正処分監督裁判所」や、刑務所と社会内をつなぐ処遇コーディネート機関「社会内（施設外）刑罰執行支援事務所（Ufficio Esecuzione Penale Esterna：UEPE）」の設置につながっている。

だが、日本においては、イタリアの憲法第27条に対応する条文の第31条には、刑事手続に関する権利規定のみがあるだけである。最高裁判所が裁判員向けに作成したパンフレットには、「犯罪の被害を受けた人が、直接犯人に報復したのでは、かえって社会の秩序が乱れてしまいます。そこで国が、このような犯罪を犯した者に対して刑罰を科す」と記載しており、最高裁が刑罰の目的を「応報」においていることが伺える。

刑事裁判や刑事処分において、応報又は一般予防にしか関心が無ければ、当然更生は本人だけの問題であり、社会復帰につなげていく刑罰の執行という視点は生まれてこない。

こうした刑事司法の基本的な姿勢が、本研究課題の「触法・被疑者」となる高齢・障害者を生んでいることが明らかになった。

第二には、それゆえに本研究が目指す「更生」に重点をおいた更生教育の必要性が改めて確認された。

本研究では「地域社会内訓練事業」をモデル的に実施した。しかし、「保護観察付執行猶予」の必要性を主張する福祉側と、単純執行猶予判決が認められる事案で、保護観察付執行猶予を求めることは対象者の不利益処分になるとする弁護士の間で意見の相違があった。また、「地域社会内訓練事業」は福祉事業所として運営されている。同事業所の利用を前提

とした判決が出てその利用を拒否する対象者が出たが、現行制度においてはその意志を尊重するしかない。

被疑者・被告人段階での支援に関しては、「地域社会内訓練事業」利用への強い動機付けが必要不可欠である。「地域社会内訓練事業」の設置と平行して、「保護観察付執行猶予」が不利益処分とならないような新しい保護観察制度の創設や、少年審判でいう「試験観察」のような中間的処分の刑事裁判における導入等、制度面での整備の検討も望まれる。

第三には、「被疑者・被告人」段階における、対象者の人権擁護の支援体制の必要性である。

藤本研究分担者、浜井研究分担者の調査では、アメリカにおける「メンタルヘルスコート」の設置や、イギリスにおける「適切な成人」の義務化等、諸外国においては「被疑者・被告人」段階において、対象者の人権擁護の支援体制が確立されていることが明らかになった。

しかし、荒研究分担者の研究によれば、日本においては「被疑者・被告人」となった高齢・障害者に対する支援体制が未整備となっており、本人の不利益になっている。

荒研究分担者は、被疑者段階での課題として6点を①被疑者が孤独な状態に置かれるという問題、②供述録調書をめぐると問題、③密室での取調べをめぐると問題、④障害者が捜査員に迎合しやすく、誘導されやすいという問題、⑤黙秘権をめぐると問題、⑥弁護人選任権をめぐると問題を、公判段階での課題として4点を①刑事責任能力をめぐると問題、②自白の任意性・信用性をめぐると問題、③情状鑑定をめぐると問題、④手話通訳制度の不整備をめぐると問題）指摘している。

平成22年には大阪府で知的障害者の自白調書を作成し、起訴したが、その任意性・信用性を立証できないとして、検察自らが公訴取消しをした「大阪地検堺支部公訴取消事件」が起きているが、これは前述の課題点が出したものと見える。

①取り調べ場面の「全面可視化」、②取調べに対して弁護人の立会いを認めること、③捜査機関（警察官、検察官）に対する障害者に対する適切な対応方法の研修・教育の具体的な施策が必要になる。

また、荒研究者の日本司法支援センターのスタッフ弁護士を対象とした調査では、障害があることに気がつかないまま、判決に至っている事件が相当数存在していることも指摘されている。捜査機関と共に、弁護士が早期の段階で障がい気付ける様に、啓蒙活動等を行う必要がある。

平成 23 年度はモデル事業を継続し、更に事例を積み重ねると共に、上記の課題点及び本年度の研究成果を踏まえながら、制度設計に向けたより具体的な取り組みを行う。

## 6. 健康危険情報

なし

## 7. 研究発表

### 1. 論文発表

- 藤本哲也「オーストラリアにおける知的障害者と犯罪の被害」『白門』 2009年 61巻4号 pp39-51
- 藤本哲也「犯罪学の散歩道(199) : 知的障害者の犯罪と被害 : オーストラリアの研究」『戸籍時報』 2009年 642号 pp77-85
- 藤本哲也「犯罪学の散歩道(209) : ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」『戸籍時報』 639号 2010年 pp87-91
- 藤本哲也「ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続に関する裁判官マニュアル」『白門』 2010年 62巻5号 pp69-81
- 浜井浩一「高齢者犯罪」『刑法雑誌』 2009年第48巻 pp507-510
- 浜井浩一「高齢者犯罪の増加」『老年社会科学』 2009年 Vol.31 (3) pp397-412
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門—ノルウェーから見えてくる日本の高齢者犯罪増加の原因」『季刊刑事弁護』 2010年 No63 pp177-183
- 斉藤司「未決拘禁における社会的援助」福井厚編『未決制度改革の課題と展望』(日本評論社) 2009年 pp201-218
- 斉藤司「社会内処遇をめぐる動向と課題」『龍谷法学』 2010年 43巻1号 pp71-78
- 古川隆司「高齢者犯罪者の更生保護における課題と福祉的援護」『龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報』 2009年 6 pp120-130
- 古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整におけるソーシャルワークとの連携—司法ケアマネジメントの可能性」『犯罪と非行』 2009年 160 pp209-223
- 古川隆司「高齢犯罪者の釈放前調整における外部との連携について—社会福祉の立場から」『刑政』 2010年 121 (2) pp76-85

### 2. 学会発表

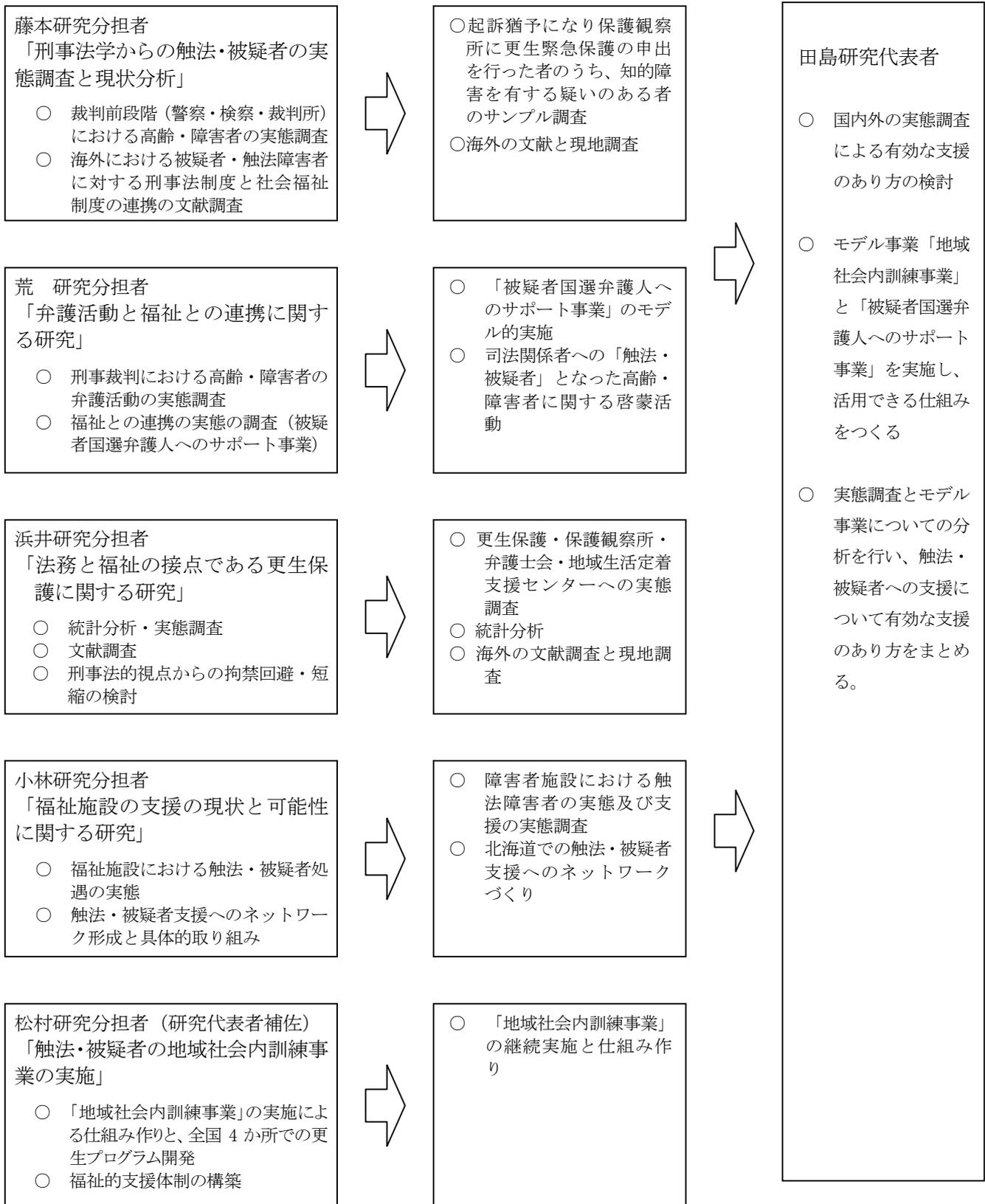
なし

## 3. その他(当研究に関する新聞報道)

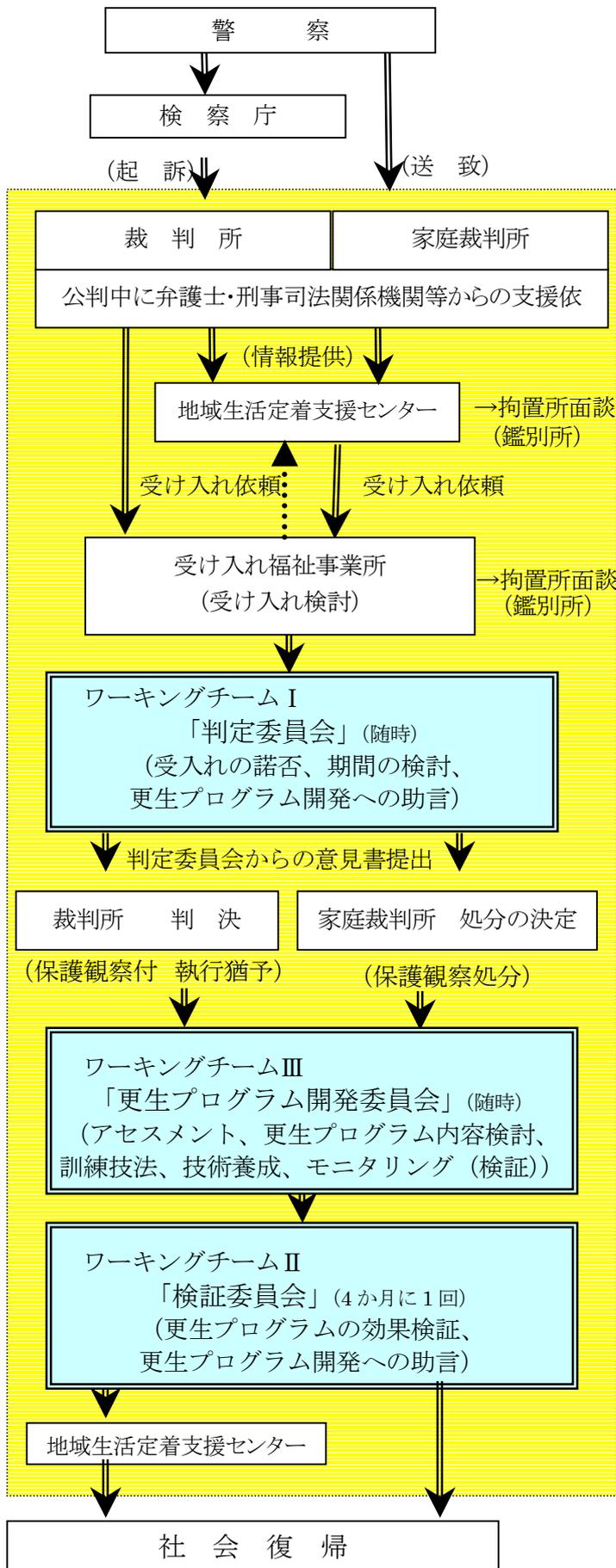
- 「刑猶予し施設で教育を 知的障害者 刑務所で矯正困難」『読売新聞』 2010年9月5日
- 「障害者刑猶予「福祉で更生」 意見書を初証拠採用」『西日本新聞』 2010年10月18日
- 「知的障害者らの更生支援事業 司法の理解・教育が鍵」『西日本新聞』 2010年10月18日
- 「「更生は施設で」 猶予求め意見書」『西日本新聞』 2010年10月19日
- 「施設で更生前提、刑猶予」『朝日新聞』 2010年10月19日
- 「司法の壁に届かず 男の孤独支えた福祉支援」『長崎新聞』 2010年10月20日
- 「猶予中万引き「障害」男性実刑 弁護側が控訴検討」『朝日新聞』 2010年10月20日
- 「発達障害 被告に実刑判決」『読売新聞』 2010年10月20日
- 「累犯者 福祉支援で刑猶予」『朝日新聞』 2010年11月3日
- 「刑猶予の精神疾患ある男性 福祉施設利用を拒否」『長崎新聞』 2011年1月21日
- 「刑猶予の男性 施設入り拒否 法的根拠欠いた条件」『朝日新聞』 2011年1月31日
- 「累犯障害者」一審破棄、刑猶予 福岡高裁判決「福祉施設で更生」『長崎新聞』 2011年3月24日
- 「発達障害被告 刑猶予」『読売新聞』 2011年3月24日
- 「発達障害被告の刑猶予」『毎日新聞』 2011年3月24日
- 「窃盗で刑猶予「累犯障害者」 高裁判決が確定」『長崎新聞』 4月7日

## 8. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

なし



**モデル1 (公判中に依頼)**



**モデル2 (判決・処分決定後に依頼)**

